

拡大防止に向けた

三原市の対応

(12月1日決定)

ちらし第15版

- ① 基本的な対策をしっかりと(3密回避・マスク着用・手洗い・咳エチケット)
- ② 会食は「広島積極ガード店ゴールド」で 忘年会は大声なし,節度を持って
- ③ 地域の行事は,不特定多数や大声にならない工夫を
- ④ 体調に異変を感じたら早期受診
- ⑤ 機会をとらえてワクチン接種を



【令和3年12月1日から】 新型コロナウイルス感染拡大防止のための  
イベント・行事開催の判断チェックシート

- 地域でイベント・行事を開催する時の判断に活用してください。
- 不特定多数の集客をするイベントは,裏面フローチャートを参照し,県の感染防止策チェックリストを策定してください。

【参加人数】 人数上限と収容定員に収容率を乗じて算定した人数のいずれか少ない方を限度

人数上限	収容率	
5,000人又は 収容定員50% のいずれか大きい方	大声なし ※	大声あり ※
	100% (満席) 収容定員が無い場合は,人と人とは触れ合わない間隔を空ける	50% (半分以内) 前後左右の座席との身体的距離の確保。座席間は1席(立席の場合はできるだけ2m, 最低1m) 空ける

【開催条件】

チェック欄

消毒の徹底等	・ 出入口・トイレなどでの手指消毒, 施設内のこまめな消毒, 手洗い奨励など	<input type="checkbox"/>
飛沫の抑制の徹底 (マスク着用や大声を出さないことの徹底)	・ 適切なマスクの正しい着用や, 大声を出さないように事前に周知・徹底する ・ マスクを持参していない人がいた場合は, 主催者側で配付 など	<input type="checkbox"/>
飲食の制限	・ 感染防止対策(アクリル板等)を行ったエリア以外での飲食の制限, 飲食中の会話の制限, 食事中以外はマスクの着用の推奨, 換気, 食事時間短縮 など	<input type="checkbox"/>
有症状者の入場などを 確実に防止	・ 検温の実施, 発熱・症状がある場合は, イベント参加を控えてもらい, 入場を断った際の料金払い戻し措置の規定。有症状の出演者などは, 出演・練習を控える など	<input type="checkbox"/>
参加者の把握	・ 事前予約又は入場時の参加者連絡先の把握, 接触確認アプリや「広島コロナお知らせQR」の積極的活用 など	<input type="checkbox"/>
3密の回避	・ こまめな換気(1時間に2回以上・1回に5分間以上)又は室温が下がらない範囲での常時窓開けや, 法令を遵守した空調設備による常時換気 ・ 入退場や休憩時間の密集回避(時間差入退場, 人員の配置, 導線の確保, 直行・直帰の呼びかけなど) ・ 休憩時間中やイベント前後の食事などでの感染防止の徹底, 入場口・トイレ・売店等で密集回避できる人数制限など ・ 【大声なしの場合】人と人とは触れ合わない程度の間隔を確保 ・ 【大声ありの場合】前後左右の座席との身体的距離を確保。収容定員が無い場合は十分な人と人との間隔(できるだけ2m, 最低1m)を確保 ・ イベント前後の公共交通機関, 飲食店などでの密集を回避するため, 交通機関, 飲食店などの分散利用について注意喚起 など	<input type="checkbox"/>
演者と観客間の接触・飛沫感染の防止	・ 演者, 選手等と観客がイベント前後や休憩時間に接触しない確実な措置を講じる。演者が歌唱など行う場合, 舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m) など	<input type="checkbox"/>

■※ 大声の定義: 「観客等が, ①通常よりも大きな声量で, ②反復・継続的に声を発すること」であり, これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが「大声あり」に該当。

出典: 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」令和2年5月15日制定(令和3年12月1日一部改正)

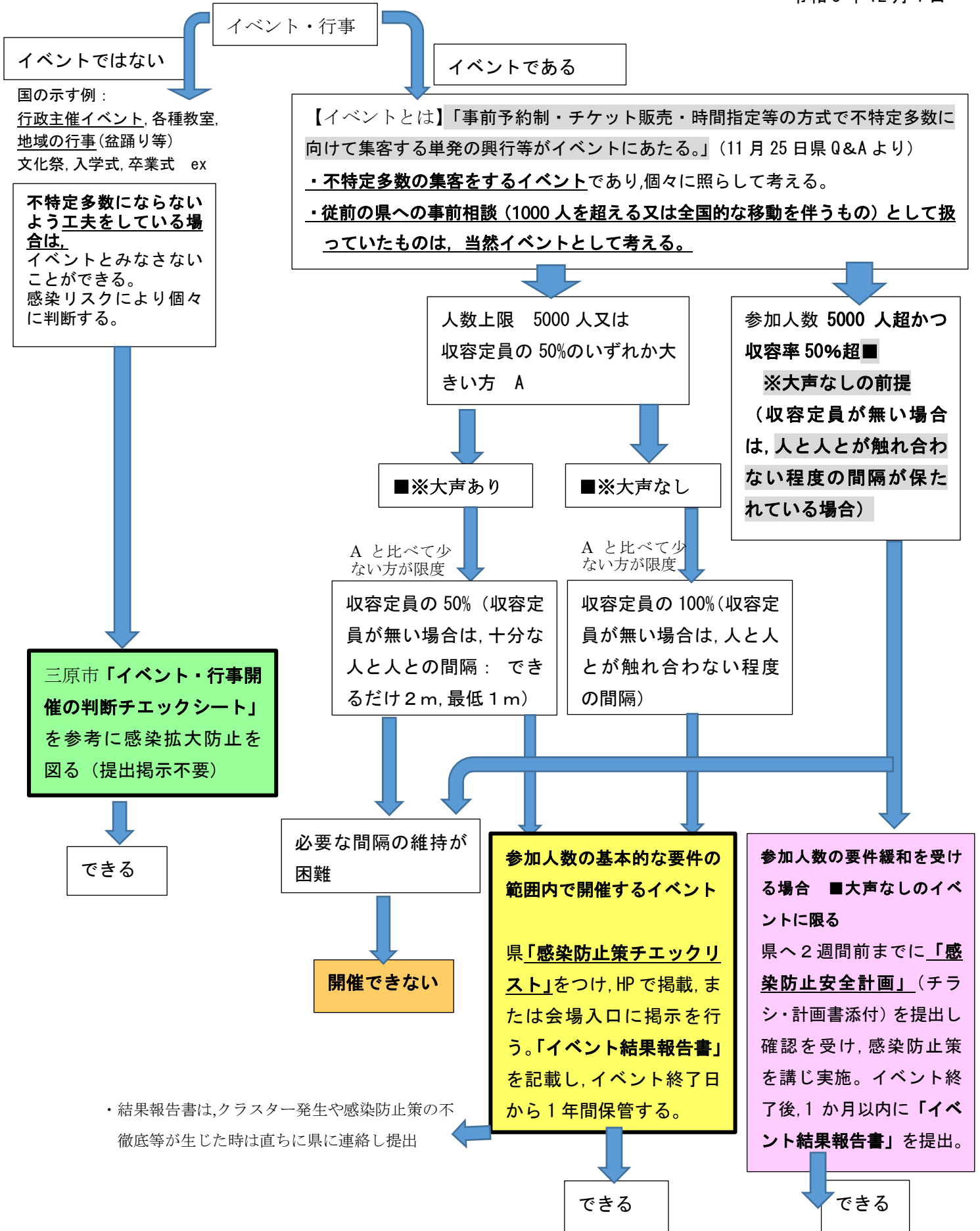
「広島県におけるイベントの開催条件について」令和3年11月25日適応

三原市感染症対策本部 問い合わせ: 三原市保健福祉課 0848-67-6053

令和3年12月1日改訂

「広島県におけるイベントの開催条件」を踏まえた三原市フローチャート

令和3年12月1日



■※ 大声の定義：「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」であり、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが「大声あり」に該当